

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔告示〕

- 電気通信事業法第三十一条第一項の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件（総務二二〇）
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を定める件（同二二一）
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を定める件（消防庁六）
- 日本国に帰化を許可する件（法務一二四）
- 保安林の指定をする件（農林水産一四二〇、一四二五）
- 保安林の指定を解除する件（同二六、一四三〇）
- 保安林の指定施設要件を変更する件（同四三、一四四〇）
- 特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境六三、六八）

- 少数生産車の型式を承認した件（同六九、七四）
- 駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通七四五）
- 建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同七四六、七四七）
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛一六二、一六七）
- 道路に関する件（近畿地方整備局一一八、一一九）
- 道路に関する件（中国地方整備局五二、五三）

### 〔人事異動〕

内閣府 カジノ管理委員会 復興庁  
法務省 公安調査庁 最高裁判所

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

#### 官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）  
登録試験実施機関の登録事項の変更（同）  
中国地方整備局公示（中国地方整備局）

### 〔公告〕

#### 諸事項

官庁  
財団、隊員の懲戒処分、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係  
裁判所  
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係  
会社その他

## 告

## 示

○総務省告示第二百二十号  
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十一条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の五の規定に基づき、特定関係事業者を次のように指定する。  
令和二年七月二十八日 総務大臣 高市 早苗

一 東日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  
二 西日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  
○総務省告示第二百二十一号  
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を次のように定める。  
令和二年七月二十八日 総務大臣 高市 早苗

| 特定権利利益                                               | 対象者                                                                                                                                                             | 延長後の満了日     |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書が有効であること | 令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）内にある市町村の選挙人名簿に登録されている者のうち、選挙人名簿登録証明書の交付を受けたものであって、令和二年七月三日から同年十二月二十七日までの間に当該選挙人名簿登録証明書の有効期間が満了するもの | 令和二年十二月二十八日 |
| 二 公職選挙法施行令第五十九条の三第一項に規定する郵便等投票証明書が有効であること            | 災害救助法適用区域内にある市町村の選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法施行令第五十九条の二第一号及び第二号に掲げる者に限る）のうち、郵便等投票証明書の交付を受けたものであって、令和二年七月三日から同年十二月二十七日までの間に当該郵便等投票証明書の有効期間が満了するもの                        | 令和二年十二月二十八日 |
| 三 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四条の規定による無線局の免許が有効であること          | 災害救助法適用区域内を免許人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所、主たる停泊港又は定置場所）とする無線局の免許人であつて、令和二年七月三日から同年十二月二十七日までの間に免許の有効期間が満了するもの                                               | 令和二年十二月二十八日 |
| 四 電波法第二十七条の十八の規定による無線局の登録が有効であること                    | 災害救助法適用区域内を登録人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）とする無線局の登録人であつて、令和二年七月三日から同年十二月二十七日までの間に登録の有効期間が満了するもの                                                            | 令和二年十二月二十八日 |

経済産業省  
国土交通省告示第六十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき令和二年三月十八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年七月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志  
国土交通大臣 赤羽 一嘉  
環境大臣 小泉進次郎

| 型式届出番号  | 特定特殊自動車の<br>車名及び型式 | 特定原動機<br>の型式 | 届出事業者の氏名<br>又は名称 | 届出事業者の住所<br>地         |
|---------|--------------------|--------------|------------------|-----------------------|
| NV3-484 | ワイビーエー<br>I-220C-2 | G TAD572VE   | 株式会社ワイビーエー       | 佐賀県唐津市原1534番<br>地     |
| NV3-485 | 日本車両<br>DHJ        | "            | 日本車輛製造株式会社       | 愛知県名古屋市中区<br>三本松町1番1号 |